特定非営利活動法人日本エステティック機構 エステティックサロン運営事業者登録制度 規程

第1条 (主旨)

当機構は、エステティックサロンを運営する事業者(以下、事業者)に、当機構が推進する 【エステティックサロン認証】を知って頂き、エステティック産業の地位向上と業界発展の 活動趣旨にご賛同頂いた上で、安全・安心の証である「エステティックサロン認証」 を取 得して頂くためにエステティックサロン運営事業者登録制度を実施する。

第2条 (登録要件)

エステティックサロン運営事業者登録(以下、登録)を希望する事業者は以下の要件をすべて満たすことを自己宣言することで本制度に登録ができる。

- 1. 特商法に指定されているエステティックサービス契約*はしていない、もしくは 特商法に指定されているエステティックサービス契約*を行っている場合は、当 機構指定の法定書面(契約書・概要書面)を使用しているか、当機構が法令に遵 守していると認めた法定書面を使用していること。
 - ※契約金額が5万円(エステティックサービスを提供するにあたり販売した商品 も含む)を超え、且つ役務提供期間が1カ月を超える契約
- 2. 脱毛をしていない、もしくは以下の条件のいずれかに該当する脱毛のみを実施している。
 - a. 当機構の認証機器もしくは日本エステティック振興協議会「美容ライト脱毛適合審査制度」に合格した安全な脱毛機器を使用しており、施術者は、同協会の実施する「美容ライト脱毛安全講習会」を受講している。なお、一部上記の機器以外を使用している場合は将来的にすべて上記機器の使用を約することを条件に登録を認める。
 - b. 上記の(a) 以外で法令に抵触しない脱毛を行っている。
 - c. 脱毛を行っていない。
- 3. 当機構が別途定める、「法令遵守及び消費者保護条項」を宣言できる。
- 2 2020年8月30日以前に認証サロンを運営している事業者は運営事業者として本制度に登録する。

第3条 (登録内容)

登録を行う事業者は以下の項目をインターネット上の当機構が指示する web サイトにて登録する。

- 1. メールアドレス
- 2. 本規程第2条第1項に定める各項目への誓約

- 3. 宣言日
- 4. 事業者名
- 5. 代表者名
- 6. 店舗の屋号
- 7. 本社所在地
- 8. 電話番号

第4条 (登録特典)

当機構は、登録した事業者に以下の特典を付与する

- 1. 登録番号を発行する。
- 2. 登録番号と社名が入った自己宣言ポスターのデータを作成して送付する。
- 3. エステティックサロン認証の申請を希望する事業者には認証費用等に関して、「エステティックサロン認証基準運用規程」に定める特典を与える。
- 4. 行政からの情報を定期的に提供する。
- 5. 当機構主催の講習会、勉強会等の情報を提供する。
- 6. サロン運営上の相談について対応する。

第5条 (登録方法及び登録手続きをおこなうにあたっての同意事項)

本制度に登録を希望する事業者は本制度の登録方法及び登録手続きをおこなうにあたって以下の事項に同意する。

- 1. 登録を希望する事業者は、登録をインターネット上においてのみで行うことに同意する。
- 2. 登録を希望する事業者は、登録手続きを行うにあたって以下の事項に同意する。
 - (ア) 手続きに関する代表者の同意確認

手続きを行う店舗・施設とは別に経営・運営母体がある場合、その代表者が「エステティックサロン事業者登録」への手続きに同意し、手続き時の登録情報について確認をしている。

(イ) 企業情報公開への同意

手続き時に登録された情報(事業所名、屋号)は、本サイトの登録事業者リストにて公開する。

(ウ) 非公開結果への不問への同意

登録が完了した場合においても、本規程第2条の登録要件に合致しない場合は登録事業者一覧に公開されない。また、登録要件に関する問い合わせについて、事務局は対応しない。

(エ) 当機構からの連絡の同意

登録情報は、エステティックサロン事業者登録に係る当機構が、業務委託し

た事業者も閲覧可能とする。

(オ) 登録取消への同意

登録が完了した場合においても、登録者が以下のいずれかに該当すると当機構が判断した場合、当機構は事前に通知することなくその裁量により登録を取消すことができるものとする。なお、取消基準に関する問い合わせについて、事務局は対応しない。

- ① 事業を廃止した場合。
- ② 事業を行うために必要な許認可その他の手続きの効力が失効した場合。
- ③ 確認・同意事項や登録時の入力項目に虚偽の記載があった場合。
- ④ 偽りその他不正の手段により登録を受けた場合。
- ⑤ 登録された事実または登録のポスターを、不当な目的に使用し、または 許容されていない用途・方法で使用した場合。
- ⑥ 公序良俗に反する事業を行い、または法令に違反した場合。
- ⑦ 登録者として不適切であると当機構が判断した場合。

第6条 (登録費用)

登録費用は無料する。ただし、登録した事業者がエステティックサロン認証制度を申請する場合は運用規程に従いその費用を徴収する。またその他講習会及び勉強会等の参加する場合は事前に指定する費用を徴収する場合がある。

第7条 (登録の辞退)

登録した事業者は当機構にその旨を連絡すればいつでもその登録を辞退することができる。その後登録を辞退した事業者は第4条で定める特典の利用はできない。

付則 2020年8月20日より改定

以上